

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	……………	小中学校教育室	1 頁
公 告	○ 平成18年度三重県立学校現業職員採用選考試験の実施	……………	人 材 政 策 室	1 頁
お知らせ	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	……………	人 材 政 策 室	2 頁

告 示

三重県教育委員会告示第23号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年12月26日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

表中中勢地区の市の項中「津市、久居市」を「津市」に改め、郡（構成町村）の項中「安芸郡（河芸町、芸濃町、安濃町、美里村）」並びに「一志郡（香良洲町、一志町、白山町、美杉村）」を削除する。

また、表中松阪地区の郡（構成町村）の項中「多気郡（多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村）」を「多気郡（多気町、明和町、大台町、宮川村）」に改める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

公 告

平成18年度三重県立学校現業職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成17年12月26日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 職種、採用予定数、職務内容及び受験資格等

職 種	採 用 予 定 数	職 務 内 容	受 験 資 格	勤 務 先
機械操作手	1 名	三重県立学校の実習船において機関部の業務を行う	昭和46年4月2日以降に生まれた者で、5級海技士（機関）以上の免許を有する者（平成18年3月31日までに取得見込みの者を含む。） 但し、現に三重県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関等の職員として在職している者のうち、三重県教育委員会が正規職員として採用した者については、昭和41年4月2日以降に生まれた者とする。	三重県立水産高等学校 ※採用後、人事異動により変わることがあります

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ なお、この試験は、日本の国籍を有しない人も受験できます。

2 試験の日時、会場及び内容

日 時	会 場	試 験 の 内 容
平成18年1月28日(土) 午前9時から午後5時頃まで (受付開始 午前8時45分)	吉田山会館2階206会議室 (津市栄町1丁目891)	教養試験、適性検査、作文試験及び人物試験

3 合格者の発表

可否の結果は、書面で本人あてに通知します。

4 採用

この試験の合格者は、原則として平成18年4月1日に採用の予定です。

ただし、採用時には免許を取得していることが必要です。

なお、採用時に日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 給与

職員として採用された場合には「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等の規定に基づき、給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

6 受験手続

区 分	内 容	提 出 書 類 等
申込方法	申込書兼履歴書に必要事項を自筆で記入のうえ写真を貼り付け、右記の必要書類等を添えて、下記申込先に直接持参するか又は郵送してください。 なお、郵送の場合は簡易書留郵便で送付してください。 (平成18年1月25日(水)必着)	①申込書兼履歴書(所定様式) ②写真(上半身、正面向き、脱帽) ※申込書兼履歴書に貼り付け ③身体検査書(所定様式) ④卒業証明書又は卒業見込証明書(最終学校) ⑤成績証明書(最終学校) ⑥免許状の写し(取得見込みの人は不要)
申込先及び所定様式請求先	三重県教育委員会事務局 人材政策室 公務員制度・採用グループ 〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁7階) 電話番号 059-224-2959	
受付期間及び時間	平成17年12月26日(月)から平成18年1月25日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日、年末年始(平成17年12月29日から平成18年1月3日)及び祝祭日は除く。) 午前8時30分から午後5時まで	

7 受験上の注意事項

- 試験日には、B又はHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具及び昼食を持参してください。
- 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用してください。
- 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

8 試験成績の提供

受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験成績を提供します。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証など)を持参のうえ、下記の提供場所に直接お越しください。

提供内容	提 供 期 間	提 供 場 所
総合成績	可否通知発送日から起算して1年間 (ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く。)午前8時30分から午後5時まで	三重県教育委員会事務局 人材政策室 三重県津市広明町13番地(三重県庁7階)

お 知 ら せ

平成17年12月26日付け三重県公報第1739号により、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 三重県人事委員会規則 第18号 が、次のように公布されました。
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十八号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第七条の八中「第七条の二から」を「第七条の三から」に改め、「第七条の四第一項第四号」の下に「第七条の五」を加え、「第七条の二第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と及び「第七条の五第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と」を削る。

第十二条中第三十一号を第三十二号とし、第十三号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

第十四条第二項第七号中「第十二条第二十八号」を「第十二条第三十号」に改める。

第十六条及び第二十一条第二項中「第十二条第十一号」を「第十二条第十二号」に改める。

第二十二条第一項中「又は福利厚生等休暇」を削り、「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

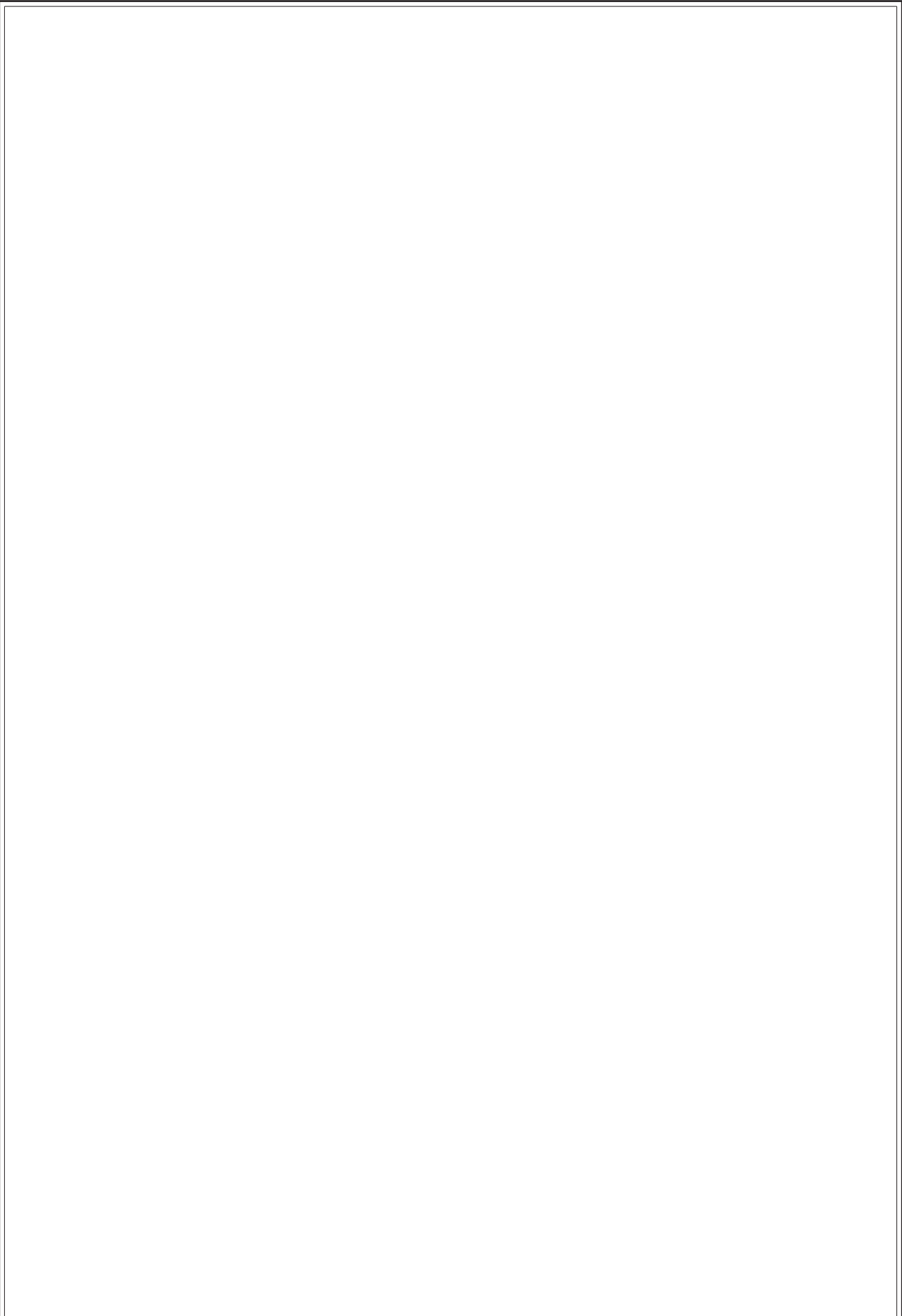
第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 福利厚生等休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに休暇簿に記入して教育委員会に請求しなければならない。

第二十四条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び第二十四条の改正規定は、平成十八年一月十日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社